

# 選挙の種類



選挙には次の6つの種類があります。今年は、私たちの生活に最も身近な**市議会議員や県議会議員、県知事**を選ぶ「**統一地方選挙**」が4月7日（日）に執行されます。

また、夏には3年ごとに執行される「**参議院議員通常選挙**」が予定されています。

私たち一人ひとりが大切な社会の一員です。日頃から、主権者（主役）という自覚を持ち、大切な一票をイカしましょう！！

4月7日はコレ！

夏はコレ！

選挙の種類	選挙区数	定数	任期	選び方		
川崎市長選挙	1	1人	4年	川崎市を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選する		
川崎市議会議員選挙	7	60人		市内各区を1つの選挙区として、その選挙区の定数にしたがい得票数の多い順に当選者が決まる		
神奈川県議会議員選挙	48	105人		県内を48選挙区に分けて、それぞれの選挙区の定数にしたがい得票数の多い順に当選者が決まる		
神奈川県知事選挙	1	1人		神奈川県を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選する		
国の選挙	衆議院議員総選挙	小選挙区	289	289人	4年 *解散あり	その選挙区で最も多く得票した1人が当選する
		比例代表ブロック	11	176人		ブロックごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分され、名簿登載順に当選者が決まる
	参議院議員通常選挙	選挙区	45	148人	6年 *3年ごとに半数改選	各都道府県の区域（例外あり）を単位とする選挙区で行われ、得票数の多い順に当選者が決まる
		比例代表	全国	100人		全国での各政党等の得票数に比例して当選者数が配分され、名簿登載者の得票順（当該名簿に順位の記載がある場合はその上位者が優先）に当選者が決まる

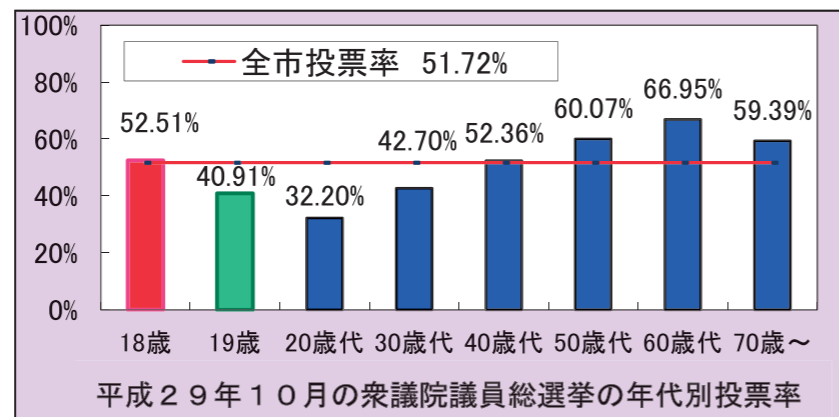
## 選挙のルールを守ろう！

候補者等が行う選挙運動を全く自由にしてしまうと、お金持ちが有利になるなど不公平になってしまいます。

このため、選挙を公平で公正に行うために決められたルールがあり、公職選挙法等で認められた選挙運動以外のことをしたり、お金で票を買う「買収」等は厳しく禁止されています。

また、皆さんが候補者等を応援するための選挙運動ができるのは、有権者となる18歳になってからということも知っておいてください。

川崎市長選挙と同日に行われた前回の衆議院議員総選挙でも、18歳の投票率は全市投票率を上回り好調でしたが、19歳、20歳代、30歳代の若い世代の投票率は全市投票率を下回る残念な結果となりました。この傾向は選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた平成28年の参議院議員通常選挙から続いています。将来を担う若い世代の声を政治に取り入れるための第一歩として、18歳になり選挙権を得たら、自分でしっかりと考え、投票することが大切です。



編集・発行 ◆平成31年2月◆

川崎市選挙管理委員会 川崎市明るい選挙推進協議会

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 TEL044-200-3427 FAX044-200-3951

川崎市選挙管理委員会

検索

CHECK

# Eighteen

HOW TO 選挙

高校生のみなさんへ

選挙マスコット「イックン」



18歳になったら、投票デビュー！！



平成29年の川崎市長選挙・衆議院選挙では、新たに有権者となった多くの18歳の人たちが投票に行きました。皆さんも18歳になったら、ぜひ初めての選挙で投票に行きましょう！

大切な一票  
イカしましょう！

# 4/7 統一地方選挙



3つの選挙が行われるよ！

# 統一地方選挙って？ ～私たちの暮らしに一番身近な選挙です！～

(※1) 選挙人名簿に登録されていることが必要です。  
(※2) 引き続き神奈川県内の他の市町村に住所を移した場合も含みます。

## 川崎市議会議員選挙

- 選挙権（投票できる人（※1））  
日本国民で、年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上川崎市内に住んでいる人
- 被選挙権（立候補できる人）  
日本国民で、川崎市議会議員選挙の選挙権を持つ年齢満25歳以上の人



## 神奈川県議会議員選挙

- 選挙権（投票できる人（※1））  
日本国民で、年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上神奈川県内に住んでいる人（※2）
- 被選挙権（立候補できる人）  
日本国民で、神奈川県議会議員選挙の選挙権を持つ年齢満25歳以上の人



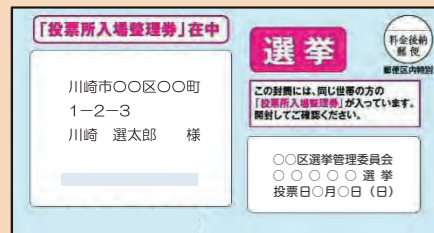
## 神奈川県知事選挙

- 選挙権（投票できる人（※1））  
日本国民で、年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上神奈川県内に住んでいる人（※2）
- 被選挙権（立候補できる人）  
日本国民で、年齢満30歳以上の人

## 選挙の情報は？

### 投票所入場整理券

●選挙の告示日前後に、各区の選挙管理委員会から「投票所入場整理券」を封書で送付します。この投票所入場整理券には、投票所の場所や時間などを記載しています。また、期日前投票や不在者投票の案内チラシを同封しています。



### 市政だより、ホームページなど

●選挙の投票日や期日前投票、不在者投票の案内などについては、「市政だより」や「選挙特設ホームページ」などで皆さんにお知らせします。  
このチラシも選挙啓発の一環として、高校3年生の皆さんに配布するものです。



自分でよく調べ、よく考えて投票することが大切です！！

## 候補者の情報は？

### 公営ポスター掲示場

●選挙が近くなると市内に約1,300か所の公営ポスター掲示場を設置します。候補者は立候補の届出後、自分の氏名や写真、政策などを記載したポスターを掲示します。



### 選挙公報

●選挙の告示日後に、各区の選挙管理委員会から各世帯に「選挙公報」を配布します。「選挙公報」には候補者の氏名や写真、経歴、政策などが掲載されています。

### 新聞やテレビなど

●選挙が近づくと、候補者や選挙の情報は新聞やテレビでも大きく取り上げられます。また、候補者は立候補の届出後、選挙運動としてホームページを開設したり、街頭演説をしたりして政策や主張を有権者に訴えます。



## そして投票へ

選挙の流れを確認しよう！

### 当日投票

●投票は選挙の投票日当日に指定された投票所で行うのが原則です。投票所の場所や時間などは自宅に届く「投票所入場整理券」に記載されています。投票日に投票できない場合は「期日前投票」「不在者投票」による投票をすることができます。

### 期日前投票

●「期日前投票」は、選挙の告示日の翌日から投票日前日までの間、土日祝日を含めて行うことができます。期日前投票所は川崎区に3か所、そのほかの区に2か所ずつ設置されていて、お住まいの区内の期日前投票所で投票することができます。

### 不在者投票

●「期日前投票」の期間中、仕事や旅行で遠くにおいても、滞在先で「不在者投票」をすることができます。また、病院等に入院している人がその施設内で投票できる制度や、身体に一定の重度の障害がある人などが、事前に手続きをしておくことにより郵便で投票できる制度もあります。

まだ18歳になっていない皆さんへ

皆さんも、有権者である保護者や同級生等と一緒に投票所に入場することができます。ぜひ投票所に行って、場内を見学してみてください。

### 選挙の告示

選挙管理委員会が選挙執行を有権者の皆さんにお知らせします

### 立候補の届出

選挙管理委員会の選任した選挙長に立候補の届出をします

### 選挙運動

候補者は一定のルールの中で選挙運動をすることができます

### 投票日

投票は指定された投票所で決められた時間内に行います

### 開票

各区の開票所で、投票箱を開けて候補者ごとの得票数を確かめる「開票」を行います

### 当選人の決定

候補者ごとの得票数の確認後、選挙会で当選人を決定します